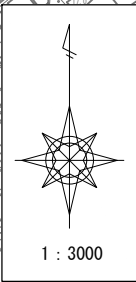
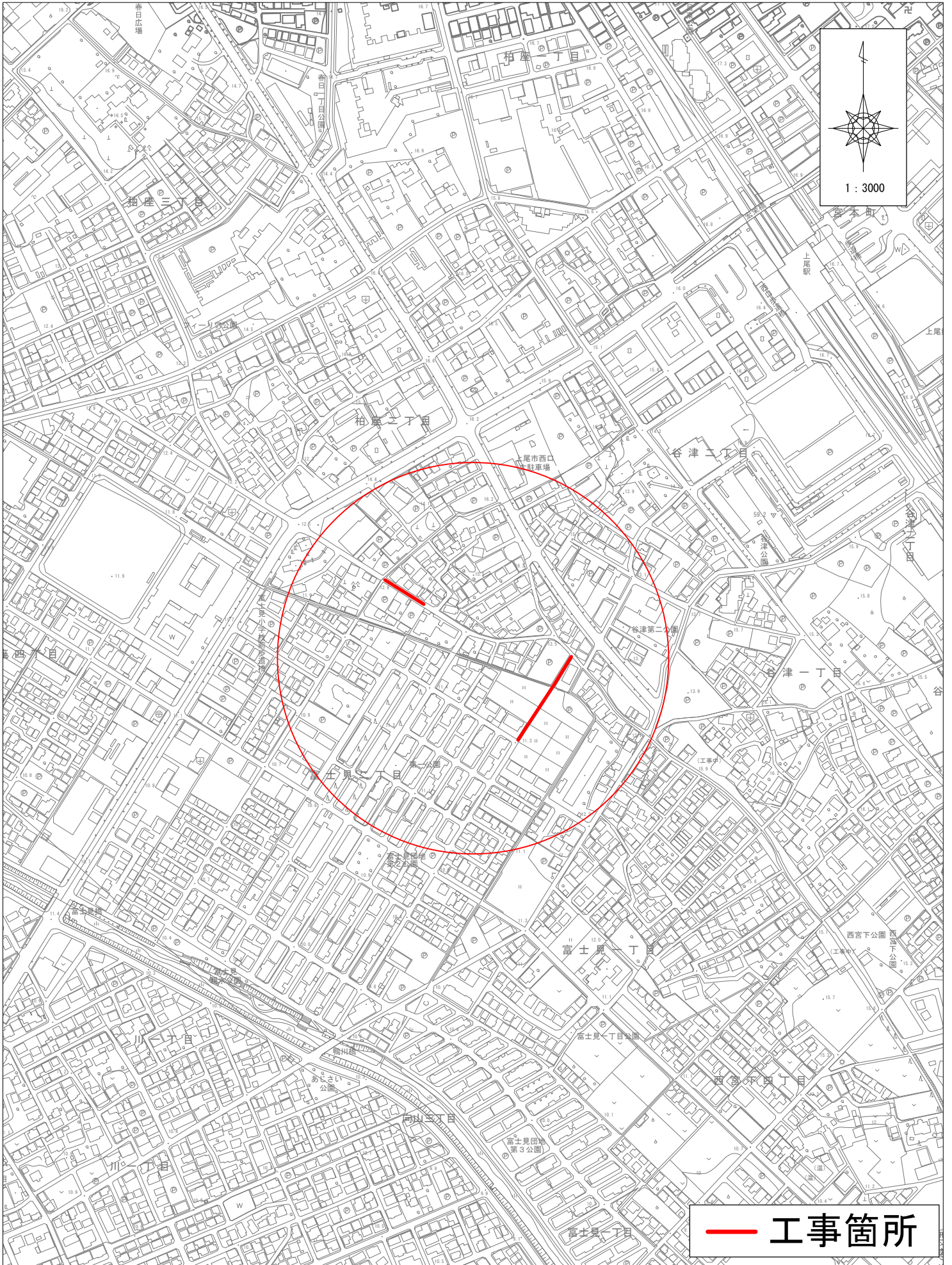


令和 8 年度 工 事 仕 様 書

工 事 名	8 - 1 公共 (富士見) 管渠更生工事						
工 事 場 所	上尾市富士見二丁目地内外						
路 河 川 名 称							
事 業 名							
工 事 大 要	<p>工事延長 L=160.7m</p> <p>污水管渠更生工 (既設管径 400) 110.8m</p> <p>污水管渠更生工 (既設管径 250) 49.9m</p>						

変更理由					
備考					
地区	県南(北本県土整備)	労務費補正	1.02	機械経費(賃料)補正	1.00
単価適用年月	令和08年05月01日付 公共				
工期	当初	自		至	
		日数			
	変更			至	
経費適用年月	公共 令和07年度(令和08年5月以降)				
主たる工種	下水道工事(4)				
施工地域	一般交通影響有り(2)-2				
設計	当初金額		変更金額		
	工事価格				
	消費税相当額				
	合計				
請負	工事価格				
	消費税相当額				
	合計				
	請負増減額				
週休2日区分	完全週休2日(土日)補正				

位置図



— 工事箇所

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

本工事費内訳書					
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基 準
下水道工事（4）	1	式			
管路	1	式			
管きよ更生工（路線190）	1	式			
管渠内面被覆工（反転・形成工法）	1	式			
管きよ内面被覆工（反転・形成工法） 更生材料	1	式			C 1号
管きよ内面被覆工（反転・形成工法） 仮設備工	1	式			C 2号
管きよ内面被覆工（反転・形成工法） 更生工	1	式			C 3号
管渠洗浄工（更生後）	109.9	m			C 4号
本管調査工	109.9	m			C 5号
管渠更生水替工	1	式			
水替工	1	式			C 6号
管きよ更生工（路線181）	1	式			
管渠内面被覆工（反転・形成工法）	1	式			
管きよ内面被覆工（反転・形成工法） 更生材料	1	式			C 7号

本工事費内訳書					
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基 準
管きよ内面被覆工（反転・形成工法） 反転・引込、硬化・形成	1	式			C 8号
管きよ内面被覆工（反転・形成工法） 切断・仕上	1	式			C 9号
管きよ内面被覆工（反転・形成工法） 仮設備	1	式			C 10号
換気工	1	式			
換気設備	1	式			C 11号
管渠更生水替工	1	式			
水替工	1	式			C 12号
マンホール工	1	式			
マンホール工	1	式			C 13号
仮設工	1	式			
交通管理工	1	式			
交通誘導警備員	1	式			C 14号
直接工事費計					
共通仮設費計	1	式			

本工事費内訳書					
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基 準
共通仮設費(積上げ)	1	式			
準備費	1	式			
既設管内洗浄工	1	式			C 15号
既設管内調査工	1	式			C 16号
既設管内処理工	1	式			C 17号
共通仮設費(率化)	1	式			
共通仮設費率分	1	式			一般交通影響有り(2)-2
純工事費	1	式			
現場管理費	1	式			一般交通影響有り(2)-2
工事原価	1	式			
一般管理費等	1	式			金銭的保証を必要とする
(内 契約保証補正加算額)					
工事価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			

8 - 1 公共 (富士見) 管渠更生工事

第 1 号 C 代価						管きょ内面被覆工 (反転・形成工法) 更生材料	
						1 式 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準		
更生材料 (反転・形成工法) 400 t=8.0mm	110.8	m			D 1 号		
補助材料 400 t=8.0mm	1	式			D 2 号		
計							
単位当たり							

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 2 号 C 代価		管きょ内面被覆工（反転・形成工法）仮設備工				1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番 基 号 準	
引込設備工	1	回			D 3 号	
硬化設備工	1	回			D 4 号	
脱臭装置設備工	1	回			D 5 号	
仮設備撤去工	1	回			D 6 号	
計						
単位当たり						

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 3 号 C 代価 管きょ内面被覆工（反転・形成工法）更生工					
1 式 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
形成工	1	式			D 7 号
管口仕上げ工	1	式			D 8 号
管路内締切工	1	式			D 9 号
計					
単位当たり					

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 4 号 C 代価						管渠洗浄工（更生後）	
						700 m 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準		
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正		
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正		
高压洗浄車運転 4 t 154kW		日					
給水車運転 4 t		日					
諸 雑 費 （率+丸め）		%					
計							
単位当たり							

8 - 1 公共(富士見)管渠更生工事

第 5 号 C 代価						本管調査工		300 m 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準				
測量技師		人							
測量技師補		人							
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正				
本管用TVカメラ車運転 2t 95.5kW		日							
計									
単位当たり									

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 6 号 C 代価						水替工	
						1 式 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	单 位	单 価	金 額	明細単価番号 基 準		
水替工（本管用）		日			D 10 号		
水替工（取付管用）	5	箇所			D 11 号		
計							
単位当たり							

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 7 号 C 代価		管きょ内面被覆工（反転・形成工法）更生材料				1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
更生材料（反転・形成工法） 250 t=9.0mm	49	m			D 12 号	
計						
単位当たり						

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 8 号 C 代価		管きょ内面被覆工（反転・形成工法）反転・引込、硬化・形成				1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
反転・引込工 既設管径250mm 更生延長49m	49	m			D 13 号	
硬化・形成工 既設管径250mm 更生延長49m	49	m			D 14 号	
計						
単位当たり						

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 9 号 C 代価						管きょ内面被覆工（反転・形成工法）切断・仕上					
1 式 当り											
名 称 ・ 規 格			数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番 基 号 準				
仕上（反転・形成工法） 250 t=9.0mm			2	箇所			D 15 号				
取付管口せん孔仕上工(分割施工) (反転・形成工法)			5	箇所			D 16 号				
計											
単位当たり											

8 - 1 公共 (富士見) 管渠更生工事

第 10 号 C 代価						管きょ内面被覆工 (反転・形成工法) 仮設備					
						1 式 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	单 位	单 価	金 額	明細単価番号 基 準						
仮設備 (反転・形成工法) 既設管径250mm	1	回			D 17号						
計											
単位当たり											

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 11 号 C 代価		換気設備				1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番 基 号 準	
換気設備工(管きょ更生工法)		日			D 18 号	
計						
単位当たり						

8 - 1 公共 (富士見) 管渠更生工事

第 12 号 C 代価		水替工				1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	单 位	单 価	金 額	明細単価番号 基 準	
反転・形成用水替 既設管径250mm		日			D 19 号	
計						
単位当たり						

8 - 1 公共 (富士見) 管渠更生工事

第 14 号 C 代価						交通誘導警備員	
						1 式 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準		
交通誘導警備員 B		人日			代 3 号		
計							

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 16 号 C 代価		既設管内調査工				1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
本管TVカメラ調査工	158.9	m			D 26 号	
計						
単位当たり						

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 3 号 D 代価						引込設備工	
						1 回 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準		
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正		
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正		
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正		
光硬化装置車運転		時間			E 1 号		
クレーン装置付トラック運転 ^ -ストラック4 ~ 4.5t積 2.9t吊		時間					
発動発電機運転 35kVA, 33kW		時間			E 2 号		
諸 雑 費 (率 + 丸め)		%					
計							
単位当たり							

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 4 号 D 代価						硬化設備工	
						1 回 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準		
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正		
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正		
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正		
UVバルブ		時間			E 3 号		
光硬化装置車運転		時間			E 1 号		
発動発電機運転 35kVA, 33kW		時間			E 2 号		
計							
単位当たり							

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 5 号 D 代価						脱臭装置設備工
						1 回 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正	
脱臭装置損料 0.2kW		時間				
計						
単位当たり						

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 6 号 D 代価						仮設備撤去工	
						1 回 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準		
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正		
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正		
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正		
クレーン装置付トラック運転 ﾊﾞｰｽﾄﾗｯｸ4～4.5t積 2.9t吊		時間					
計							
単位当たり							

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 7 号 D 代価 形成工					
1 式 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
引込工	109.9	m			E 4 号
拡径工	1	回			E 5 号
硬化工	109.9	m			E 6 号
インナーフィルム除去工	109.9	m			E 7 号
計					
単位当たり					

8 - 1 公共 (富士見) 管渠更生工事

第 9 号 D代価		管路内締切工				1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番 基 号 準	
管路内締切工 (本管用) 400	1	回			E 11 号	
管路内締切工 (取付管用)	5	箇所			E 12 号	
計						
単位当たり						

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 10 号 D代価						水替工（本管用）
						1 日 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正	
潜水ポンプ運転		日			E 13 号	
計						
単位当たり						

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 11 号 D 代価						水替工（取付管用）					
1 箇所 当り											
名 称 ・ 規 格			数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準				
普通作業員				人			完全週休2日(土日)補正				
潜水ポンプ損料 50mm				日							
計											
単位当たり											

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 13 号 D 代価		反転・引込工 既設管径250mm 更生延長49m			
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正
クレーン装置付トラック運転 ハイストラック4～4.5t積 2.9t吊		日			
反転・引込車運転 4t		日			
発動発電機運転(賃料) タイプⅡ45kVA		日			
諸 雑 費 (率+丸め)		%			
計					
単位当たり					
[条件] [A] = 3 既設管径 250mm [C] = 1 作業区分 昼間			[B] = 49.000 m		更生延長

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 14 号 D 代価		硬化・形成工 既設管径250mm 更生延長49m			
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正
クレーン装置付トラック運転 クレーン積 4～4.5t積 2.9t吊		日			
硬化・形成車運転 4t		日			
空気圧縮機運転(賃料) 可搬・スクリュー・エンジン 5m ³ /min		日			
発動発電機運転(賃料) ディーゼル45kVA		日			
諸 雑 費 (率+丸め)		%			
計					
単位当たり					
[条件] [A] = 3 既設管径 250mm [C] = 1 作業区分 昼間			[B] = 49.000 m		更生延長

8 - 1 公共 (富士見) 管渠更生工事

第 15 号 D代価					
仕上 (反転・形成工法) 250 t=9.0mm					
1 箇所 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
本管口切断工 既設管径250mm	1	箇所			D 20 号
本管口仕上工(反転・形成工法) 既設管径250mm	1	箇所			D 21 号
計					
単位当たり					

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 17 号 D代価 仮設備（反転・形成工法）既設管径250mm					
1 回 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番 基 号 準
仮設備設置工(反転・形成工法) 既設管径250mm	1	回			D 22 号
仮設備撤去工(反転・形成工法) 既設管径250mm	1	回			D 23 号
計					
単位当たり					

8 - 1 公共 (富士見) 管渠更生工事

第 18 号 D 代価		換気設備工 (管きよ更生工法)				1 日 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
送風機 軸流式・定風量型 50/60m ³ /min		日				
発動発電機運転 (賃料) データー 125kVA		日				
諸 雑 費 (率 + 丸め)		%				
計						
単位当たり						

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 20 号 D代価		本管口切断工 既設管径250mm			
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正
クレーン装置付トラック運転 バックトラック4～4.5t積 2.9t吊		日			
諸 雑 費 （率+丸め）		%			
計					
単位当たり					
[条件] [A] = 3 既設管径 250mm			[B] = 1	作業区分 昼間	

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 24 号 D 代価		潜水ポンプ運転工 既設管径250mm				1 日 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正	
工事中水中モータポンプ普通型(潜水ポンプ) 口径 50mm 全揚程10m 0.8kW		日・台				
発動発電機運転(賃料) ディーゼル 5kVA		日				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 3 既設管径 250mm						

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 25 号 D 代価						管きょ内洗浄工	
						700 m 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準		
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正		
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正		
高压洗浄車運転 4 t 154kW		日					
給水車運転 4 t		日					
洗浄水		m3					
計							
単位当たり							

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 26 号 D 代価		本管TVカメラ調査工				280 m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
測量技師		人				
測量技師補		人				
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正	
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正	
本管用TVカメラ車運転 2t 95.5kW		日				
計						
単位当たり						

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 27 号 D 代価		モルタル除去工				9 箇所 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正	
測量技師		人				
測量技師補		人				
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正	
本管用TVカメラ車運転 2t 95.5kW		日				
超高压洗淨車運転 4t 154kW		日			E 14 号	
給水車運転 4t		日				
計						
単位当たり						

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 1 号 E 代価		光硬化装置車運転			
					5 時間 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
運転手(一般)		人			完全週休2日(土日)補正
光硬化装置車損料		日			
軽油		1			
諸 雑 費 (率 + 丸 め)		%			
計					
単位当たり					

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 2 号 E 代価		発動発電機運転 35kVA, 33kW				8 時間 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
発動発電機[ディーゼルエンジン駆動] 35KVA		日				
軽油		l				
諸 雑 費 （ 率 + 丸 め ）		%				
計						
単位当たり						

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 3 号 E 代価		UVバルブ				1,000 時間 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番 基 号 準	
特殊UVバルブ メタルハライド仕様		個				
計						
単位当たり						

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 4 号 E 代価						引込工	
						10 m 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準		
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正		
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正		
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正		
発動発電機運転 35kVA, 33kW		時間			代 6 号		
諸 雑 費 (率 + 丸め)		%					
電動ウインチ損料 0.75 kW		時間					
消耗材料費 シリコンオイル		l					
更生材引込補助装置		時間			代 7 号		
計							
単位当たり							

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 5 号 E 代価						1 回 当り	
名 称 ・ 規 格		数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
土木一般世話役			人			完全週休2日(土日)補正	
特殊作業員			人			完全週休2日(土日)補正	
普通作業員			人			完全週休2日(土日)補正	
光硬化装置車運転			時間			代 8 号	
発動発電機運転 35kVA, 33kW			時間			代 6 号	
空気圧縮機運転			時間			代 9 号	
脱臭装置損料			時間			代 10 号	
脱臭剤			時間			代 11 号	
諸 雑 費 (率 + 丸め)			%				
計							
単位当たり							

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 6 号 E 代価						硬化工	
						10 m 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準		
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正		
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正		
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正		
光硬化装置車運転		時間			代 8 号		
UVバルブ		時間			代 12 号		
発動発電機運転 35kVA, 33kW		時間			代 6 号		
空気圧縮機運転		時間			代 9 号		
脱臭装置損料		時間			代 10 号		
脱臭剤		時間			代 11 号		
諸 雑 費 (率 + 丸め)		%					
計							
単位当たり							

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 7 号 E 代価						インナーフィルム除去工	
						10 m 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準		
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正		
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正		
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正		
発動発電機運転 35kVA, 33kW		時間			代 6 号		
諸 雑 費 (率 + 丸 め)		%					
計							
単位当たり							

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 8 号 E 代価						人孔内本管口仕上げ工 400	
						2 箇所 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準		
管口仕上げ材料費 400	4.7	kg					
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正		
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正		
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正		
発動発電機運転 35kVA, 33kW		時間			代 6 号		
諸 雑 費 (率 + 丸め)		%					
計							
単位当たり							

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 9 号 E 代価		取付管口仕上げ工（分割施工・仮） 管径800mm未満				18 箇所 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正	
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正	
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正	
穿孔機車運転		時間			代 13 号	
ダイヤモンドビット 分割施工・仮		日			代 14 号	
本管用TVカメラ車運転 2t 95.5kW		日				
発動発電機運転 ディーゼル13/15kVA		日				
計						
単位当たり						

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 10 号 E 代価		取付管口仕上げ工（分割施工・本） 管径800mm未満				8 箇所 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正	
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正	
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正	
穿孔機車運転		時間			代 13 号	
ダイヤモンドビット 分割施工・本		日			代 15 号	
本管用TVカメラ車運転 2t 95.5kW		日				
発動発電機運転 ディーゼル13/15kVA		日				
計						
単位当たり						

8 - 1 公共 (富士見) 管渠更生工事

第 12 号 E 代価						管路内締切工 (取付管用)
						1 箇所 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
止水プラグ 125 ~ 200	1	箇所				
計						
単位当たり						

8 - 1 公共(富士見)管渠更生工事

第 13 号 E 代価		潜水ポンプ運転			
					1 日 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正
潜水ポンプ損料 100mm		日			
発動発電機運転 ディーゼル13/15kVA		日			
計					
単位当たり					

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 14 号 E 代価		超高压洗浄車運転 4t 154kW				1 日 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
軽油		1				
運転手(特殊)		人			完全週休2日(土日)補正	
超高压洗浄車損料 4t 154kW		時間				
諸 雑 費 (率+丸め)		%				
計						
単位当たり						

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 1 号 代価表						足掛金物撤去	
						1 本 当 り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準		
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正		
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正		
諸 雑 費 (丸め)	1	式					
計							
単位当たり							

8 - 1 公共 (富士見) 管渠更生工事

第 3 号 代価表		交通誘導警備員 B				1 人日 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
交通誘導警備員 B		人			完全週休2日(土日)補正	
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件] [B] = 2 交通誘導警備員区分 交通誘導警備員B						

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 4 号 代価表		取付管口せん孔仕上工(分割施工) (反転・形成工法) 仮せん孔			
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正
本管用TVカメラ車運転 2t 95.5kW		日			
高圧洗浄車運転 4t 154kW		日			
せん孔機車運転 2t		日			
普通トラック運転 2t積		日			
諸 雑 費 (率+丸め)		%			
計					
単位当たり					
[条件] [A] = 1 分割施工作業区分 仮せん孔 [C] = 0.000 1 水数量			[B] = 1	作業区分 昼間	

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 5 号 代価表		取付管口せん孔仕上工(分割施工) (反転・形成工法) 本せん孔			
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正
本管用TVカメラ車運転 2t 95.5kW		日			
高压洗浄車運転 4t 154kW		日			
せん孔機車運転 2t		日			
普通トラック運転 2t積		日			
諸 雑 費 (率+丸め)		%			
計					
単位当たり					
[条件] [A] = 2 分割施工作业区分 本せん孔 [C] = 0.000 1 水数量			[B] = 1	作業区分 昼間	

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 6 号 代価表						発動発電機運転 35kVA, 33kW	
						8 時間 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準		
発動発電機[ディーゼルエンジン駆動] 35KVA		日					
軽油		l					
諸 雑 費 （ 率 + 丸 め ）		%					
計							
単位当たり							

8 - 1 公共 (富士見) 管渠更生工事

第 8 号 代価表		光硬化装置車運転			
					5 時間 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
運転手(一般)		人			完全週休2日(土日)補正
光硬化装置車損料		日			
軽油		1			
諸 雑 費 (率+丸め)		%			
計					
単位当たり					

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 10 号 代価表						脱臭装置損料	
						2.5 時間 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番 基 号 準		
脱臭装置損料 0.2kW		日					
計							
単位当たり							

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 12 号 代価表		UVバルブ		1,000 時間 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
特殊UVバルブ メタルハライド仕様		個			
計					
単位当たり					

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 13 号 代価表		穿孔機車運転			
					6 時間 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
運転手(一般)		人			完全週休2日(土日)補正
穿孔機車損料 21,96kW		日			
ガソリン レギュラー		1			
諸 雑 費 (率+丸め)		%			
計					
単位当たり					

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 16 号 代価表		本管口仕上工(反転・形成工法)(A) 既設管径250mm			
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正
普通トラック運転 2t積		日			
計					
単位当たり					
[条件] [A] = 250.000 mm 既設管径					

8 - 1 公共（富士見）管渠更生工事

第 17 号 代価表		仮設備(反転・形成工法) 既設管径250mm				1 日 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
土木一般世話役		人			完全週休2日(土日)補正	
特殊作業員		人			完全週休2日(土日)補正	
普通作業員		人			完全週休2日(土日)補正	
クレーン装置付トラック運転 ハイストラック4～4.5t積 2.9t吊		日				
発動発電機運転(賃料) タイプⅡ45kVA		日				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 3 既設管径 250mm						

下水道管渠更生工事 数量総括書

管渠更生工

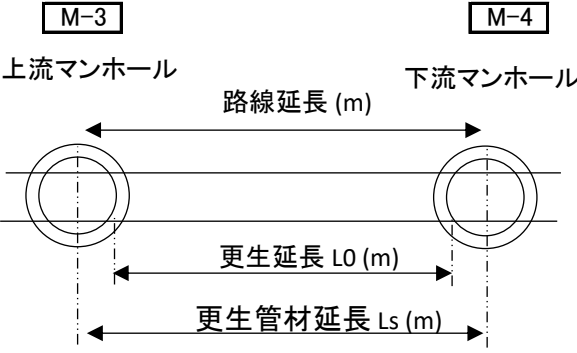
No.	管路番号	管径	更生管材	反転・引込工	硬化・形成工	本管口切断工	本管口仕上工	取付管口せん孔仕上工	本管口せん孔仕上工	仮設備設置工	仮設備撤去工
		mm	m	m	m	箇所	箇所	箇所	箇所	回	回
1	190	400	110.80	109.90	109.90	2	2	3	2	1	1
2	181	250	49.90	49.00	49.00	2	2	5	0	1	1
計			160.70	158.90	158.90	4	4	8	2	2	2

施工前処理工

No.	管路番号	管径	既設管内洗淨工	既設管内調査工	取付管突出処理工	モルタル除去工	油脂除去工	木根除去工
		mm	m	m	箇所	箇所	箇所	箇所
1	190	400	110.80	110.80	0	0	0	0
2	181	250	49.90	49.90	0	1	0	0
計			160.70	160.70	0	1	0	0

足掛金物撤去・設置工

No.	管路番号	管径	撤去工	設置工
		mm	本	本
1	190	400	5	5
2	181	250	0	0
計			5	5

種 別	算 式	数 量
管きよ内面被覆工(反転・形成工法)	既設管径 400 mm 路線延長 110.80 m  <p style="text-align: center;"> Ls: 更生管材延長(m)=マンホール中心間隔 L0: 更生延長(m)=マンホール内のり間距離 L1,L2: 両端部マンホール内径(m) </p>	
更生材料 更生管材	$L_s = 110.80 \text{ m}$	110.80 m
	$L_0 = L_s - \frac{(L_1 + L_2)}{2}$ $= 110.80 - \frac{(0.9 + 0.9)}{2}$ $= 109.90 \text{ m}$	109.90 m
反転・形成 反転・引込工	$L_0 = 109.90 \text{ m}$	109.90 m
硬化・形成工	$L_0 = 109.90 \text{ m}$	109.90 m
仕上 本管切断工	1スパンにつき2箇所 2 箇所	2 箇所
本管口仕上工	1スパンにつき2箇所 2 箇所	2 箇所
	本管口仕上に必要な仕上材の1箇所当り使用量は $1 \text{ 箇所当り使用量 (kg)} = 5.9 \text{ (kg/m)} * \text{既設管径 (m)}$ $= 5.9 * 0.40$ $= 2.36 \text{ (kg)}$	2.36 (kg)
取付管口せん孔仕上工	取付管箇所数 (取付管平面図より) 5 箇所 取付管φ125 3 箇所 継手接続本管 φ200 2 箇所	5 箇所
仮設備 引込設備工	反転・形成工程1回(1スパン)当り1回を計上する 1 回	1 回
硬化設備工	反転・形成工程1回(1スパン)当り1回を計上する 1 回	1 回
脱臭装置設備工	反転・形成工程1回(1スパン)当り1回を計上する 1 回	1 回
仮設備撤去工	反転・形成工程1回(1スパン)当り1回を計上する 1 回	1 回

種 別	算 式	数 量
施工前管渠内調査工		
既設管内洗浄工	路線延長 = 109.90 m	109.90 m
既設管内調査工	路線延長 = 109.90 m	109.90 m
既設管内処理工	取付管突出処理工 0 箇所	0 箇所
	モルタル等除去工	0 箇所
	モルタル 0 箇所	0 箇所
	油脂類 0 箇所	0 箇所
	木根 0 箇所	0 箇所
足掛金物撤去工	W=100 4 + 1 金物が古く、足掛部が小さいため	5 本
足掛金物設置工	W=300 4 + 1 金物が古く、足掛部が小さいため	5 本

種 別	算 式	数 量
管きよ内面被覆工(反転・形成工法)	既設管径 250 mm 路線延長 49.90 m	
	<p style="text-align: center;"> L_s: 更生管材延長(m)=マンホール中心間隔 L_0: 更生延長(m)=マンホール内のり間距離 L_1, L_2: 両端部マンホール内径(m) </p>	
更生材料 更生管材	$L_s = 49.90 \text{ m}$	49.90 m
	$L_0 = L_s - \frac{(L_1 + L_2)}{2}$ $= 49.90 - \frac{(0.9 + 0.9)}{2}$ $= 49.00 \text{ m}$	49.00 m
反転・形成 反転・引込工	$L_0 = 49.00 \text{ m}$	49.00 m
硬化・形成工	$L_0 = 49.00 \text{ m}$	49.00 m
仕上		
本管切断工	1スパンにつき2箇所 2 箇所	2 箇所
本管口仕上工	1スパンにつき2箇所 2 箇所	2 箇所
	本管口仕上に必要な仕上材の1箇所当り使用量は $1 \text{箇所当り使用量 (kg)} = 5.9 \text{ (kg/m)} * \text{既設管径 (m)}$ $= 5.9 * 0.25$ $= 1.48 \text{ (kg)}$	1.48 (kg)
取付管口せん孔仕上工	取付管箇所数 (取付管平面図より) 5 箇所	5 箇所
	取付管φ125 5 箇所	
仮設備		
仮設備設置工	反転・形成工程1回(1スパン)当り1回を計上する 1 回	1 回
仮設備撤去工	反転・形成工程1回(1スパン)当り1回を計上する 1 回	1 回

上尾市土木工事特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、上尾市土木工事に適用する。

(共通事項)

第3条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）等の規定により、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」の作成を要する工事については、原則、COBRISでの入力を行い、以下の書類を提出するとともにこれらの記録を保存する。

(1) 施工計画作成時

「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」（COBRISで入力したことの証明）

(2) 工事完了時

「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」（COBRISで入力したことの証明）

- 2 受注者は、工事の施工前に前項第1号に掲げる「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の内容について、発注者へ説明しなければならない。
- 3 受注者は前項の説明を実施した後、当該計画を公衆の見えやすい場所へ掲示するものとする。
- 4 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付するものとする。
なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付するものとする。
また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結するものとする。
- 5 排出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理しなければならない。
ア 紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D票、E票の写しを提出する。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

イ 電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を提示しなければならない。

6 受注者は、工事の完成後に発注者から請求があったときは、第1項第2号に掲げる「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」に基づき、当該実施状況を報告しなければならない。

(受領書の交付)

第4条 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項)

第5条 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(建設発生土の運搬を行う者に対する通知)

第6条 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量、その他法令に基づく事項）と「第5条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項」等で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

第7条 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(建設発生土の搬出)

第8条 建設発生土は、（別添1）に記載した土質改良プラントのいずれかにおいて処分するものとする。

2 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口

あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、事前に発注者の承諾を得た場合にあっては、(別添1)に記載した土質改良プラント以外の施設において、建設発生土を処分することができる。
- 4 いずれの処分地を選定した場合にあっては、設計変更は行わない。ただし、現場条件や搬出先の事情等、不可効力により、受注者が遠方の処分地を選定したと発注者が認めたときは、設計変更を行うものとする。

(建設廃棄物の再資源化等)

第9条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設に搬入しなければならない。なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)が廃棄物となったものである。

- 2 受注者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」を施工計画書に添付して提出するものとする。
- 3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用[促進]実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告に添付するものとする。

- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(再生資源の利用)

第10条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資 材 名	規 格	備 考
再生アスコン	(13)-50, (20)-50	表層及び基層等
再生粒調碎石	40mm以下	車道路盤等
再生切込碎石	40mm以下	車道及び歩道路盤等
再生砂	細粒分含有率50%未満	歩道等
再生骨材生コンクリート	L 18-10-20BB	均しコンクリート等

なお、現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な

場合は、新材への設計変更の対象とする。

(ゼロ・エミッション工事の推進)

第11条 工事の施工にあたっては、ゼロエミッション工事の推進に努めることとする。

(CORINS登録)

第12条 工事請負額 500 万円以上の工事については、CORINS 登録すること。

(法定外の労災保険の付保)

第13条 受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(管路埋戻土の運搬距離)

第14条 受注者は、工事箇所から管路埋戻に使用する発生土の仮置き場までの運搬経路及び距離を示した書類を提出すること。また、仮置き場を変更した場合は、速やかに変更後の書類を提出すること。

2 選定した仮置き場までの距離が設計距離を超える場合にあっては、設計変更は行わない。ただし、設計距離を下回る場合は、設計変更の対象とする。

(公道上の施工)

第15条 受注者は、第1条の規定によらず、公道上で工事を施工するにあたり、国道にあっては道路占用工事共通指示書（平成21年10月1日付け国関東政第254号関東地方整備局長通達）、県道にあっては道路占用工事標準条件書、市道にあっては道路占用工事施行に関する標準条件書を準拠して施工すること。

(週休2日制適用工事)

第16条 本工事は、上尾市「週休2日制適用工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。

試行の実施は、上尾市「週休2日制適用工事」試行要領によるものとする。

試行要領は、上尾市役所ホームページで確認のこと。

上尾市役所ホームページ

(<https://www.city.ageo.lg.jp/page/355165.html>)

工事の施工管理に関する特記仕様書

本工事の施工管理については、上尾市工事請負契約約款、その他関係法規を遵守すること。

また、埼玉県土木工事实務要覧の仕様書編、施工編についても、埼玉県を上尾市に読み替えて工事の施工管理にあたること。

(占有物件切回し工事等の施工管理)

受注者は、本工事に伴い道路内の既存占有物件切回し工事等を施工する必要が生じた場合、発注者と協議を行うこと。

電子納品に関する特記仕様書

(適用)

第 1 条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、測量、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

(電子成果品の作成)

第 2 条 成果品は、国土交通省の各電子納品要領・基準及び、「上尾市電子納品運用ガイドライン」に示された内容に基づいて作成する。

(電子成果品の提出)

第 3 条 成果品は、「上尾市電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で 2 部提出する。なお、電子納品対象外の書類は紙媒体により 1 部提出する。

(電子成果品の確認)

第 4 条 成果品の提出の際には、国土交通省作成の「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認する。また、最新の定義データに更新したウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを実施したうえで提出する。

舗装版切断時に発生する濁水の処理にかかる特記仕様書

(趣旨)

第 1 条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、舗装版切断時に発生する濁水の処理に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、濁水を生じないなど環境に配慮した工法があり、発注者が認めた場合は、この特記仕様書によらなくてよい。

(適用)

第 2 条 この特記仕様書は、上尾市土木工事に適用する。

(処理方法)

第 3 条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を吸引のうえタンクに貯留し、作業後速やかに、排水を処理施設へ運搬し処分する。

(条件)

第 4 条 受注者は、濁水を搬入する業者は、産業廃棄物の汚泥の中間処分業の許可を受けている事業者で、搬入業者が産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて管理できるものから選定する。

- 2 濁水の運搬は、受注者が行うこととする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託することができる。

(提出書類)

第 5 条 受注者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処理に関する計画書、受注者と処分業者との契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。

また、受注者は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託した場合は、受注者と運搬業者との契約書の写し及び運搬業者の許可証の写しを添付すること。

- 2 受注者は、工事完了後速やかに産業廃棄物管理票（マニフェスト）の D 票及び E 票の写しを監督員に提出すること。

また、受注者は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託した場合は、B2 票の写しも監督員に提出すること。

(別添1)

指定処分先一覧

※積算条件に用いる運搬距離は、当該現場から最短距離に位置する処分地を選定し算出しており、受注者が下記一覧より選定した処分地に応じて設計変更するものではない。

プラント会社名	処分地
(株)サンエコセンター	さいたま市見沼区片柳 1-368-4
(株)オザワ 天沼プラント	さいたま市大宮区天沼町 2-1258
(株)関根商店 三橋改良土センター	さいたま市西区三橋 5-1768
五葉建材(株) エコプラザさいたま	戸田市笹目 5-1-7
土リサイクルセンター(株) 川口プラント	川口市西新井宿 1374
関口工業(株)・三立建設(株)共同企業体 朝霞リサイクルステーション	朝霞市上内間木 503-6
(株)祥和コーポレーション 埼玉改良土センター	新座市野火止 3-2-33
(株)ウインテック・関口工業(株)共同企業体 和光リサイクルステーション	和光市新倉 8-22-16
柳沢コンクリート工業(株) 埼玉中央改良土プラント	桶川市川田谷 793
野崎興業(株) エコリサイクルプラント	北足立郡伊奈町小室 4830-1
木村建材工業(株) リサイクルセンター	川越市中福 918-1
(株)ホートー 川越リサイクルプラント	川越市下赤坂 1800-3
リコ・スタイル(株) 三芳改良土プラント	入間郡三芳町上富 196-2
(株)加藤建設工業 武蔵プラント	日高市上鹿山 795-3
(株)春日部資材 彩の国改良土プラント	春日部市下大增新田 281-1

(有)彩光 草加市プラント	草加市柿木町 1 0 9 6 - 1
須合建設(株) ミサト改良土センター	三郷市インター南 1 - 2 - 2 0
(株)埼玉車輛 改良土プラント	草加市長栄 1 - 6 3 0 - 1
(有)荻宿興業 蓮田土質改良プラント	蓮田市閩戸 5 7 6 - 1

管きょ更生工法（自立管）特記仕様書

第1節 一般事項

1.1 適用

1. 本特記仕様書は、下水道管きょの更生工事に対して、下水道本管を自立管により更生させる工事に適用するものである。
2. 本特記仕様書に特に定めのない事項については、埼玉県土木工事共通仕様書の規定によるものとする。

1.2 適用工法

1. 本特記仕様書の適用工法は、自立管の反転工法と形成工法である。
2. 受注者は、工法を採用するに当たっては公的審査証明機関等の審査証明を得た工法であり、構築方法にかかわらず、『管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン』で示す「要求性能」に適合する工法でなければならない。

第2節 施工の条件

2.1 工事概要

受注者は、工事の概要として次の事項を設計図書により確認しなければならない。

- ①工事名称
- ②工事箇所
- ③路線番号
- ④施工延長（管きょ延長）
- ⑤既設管種
- ⑥既設管内径
- ⑦既設管勾配
- ⑧既設管施工年度
- ⑨工法分類
- ⑩更生後の断面

2.2 施工現場の条件

受注者は、工事の着手に当たって現地調査を行い、以下の施工現場の条件事項について確認しなければならない。

- ①道路状況
- ②道路使用許可条件
- ③周辺環境
- ④進入路状況

- ⑤気象・気温
- ⑥仮排水
- ⑦施工時間規制
- ⑧排水条件
- ⑨流下水量・水位
- ⑩地下水位

2.3 既設管調査・前処理

1. 受注者は、下水道管きよの更生工事に先立ち既設管きよ内を洗浄するとともに、既設管きよ内を目視又はTVカメラ等によって調査しなければならない。調査の項目は内径、延長、調査方法、取付管突出し処理、浸入水処理、侵入根処理およびモルタル除去とし、その結果をまとめ監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は既設管きよ調査の結果、更生管のシワ発生等が懸念されるなど前処理の必要がある場合には、監督員と協議し、管きよ更生工事に支障のないように切断・除去等により処理しなければならない。なお、いかなる除去物についても下流に流してはならない。

第3節 更生管の仕様

3.1 更生管厚

受注者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管厚の計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し監督員に提出しなければならない。

1. 更生管きよの評価

既設管きよの耐荷能力を見込まないこととする。

2. 荷重

鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。なお、鉛直土圧については周辺地盤が乱される場合を想定し、土被り2mまでは直土圧公式の土圧を、それ以上の土被りの場合は、2m直土圧公式の値とヤンセン公式(仮想掘削溝幅は既設管内径)のうち大きい方を採用するものとする。

3. 更生管厚の算定式

『下水道用硬質塩化ビニル管(JSWAS K-1)』および『下水道用強化プラスチック複合管(JSWAS K-2)』によるものとする。

3.2 材料特性(物性値)

受注者は、使用する更生管材料が物性値の要求性能として耐荷性能(外圧強さ、曲げ強さ、曲げ弾性係数、引張強度、引張弾性係数、圧縮強度、圧縮弾性係数)、耐ストレインコロージョン性(ガラス繊維を使用しているもの)、耐薬品性、耐摩耗性、耐劣化性(ガラス繊維を使用していないもの)、水密性および水理性能について公的審査証明機関等の審査証明を得たものまたはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。

第4節 施工計画

4.1 施工計画書に定めるべき事項

受注者は、管きょ更生工事の施工に当たって、工事着手前に調査を行い、次の事項を明記した施工計画書を作成し監督員に提出しなければならない。

- ①工事概要
- ②職務分担および緊急時の連絡体制
- ③工事記録写真撮影計画
- ④実施工程表
- ⑤施工工法（※）
- ⑥主要機械
- ⑦主要資材
- ⑧材料設計および水理性能評価
- ⑨材料品質証明の内容
- ⑩前処理計画（※）
- ⑪施工管理（※）
- ⑫品質管理（※）
- ⑬環境対策
- ⑭安全・衛生管理
- ⑮材料の製造から使用までの保管期間と保管方法
- ⑯材料の運搬方法
- ⑰工事記録等の管理
- ⑱その他、監督員の指示事項等

※：更生工法は、採用工法により施工方法等が異なっており、また殆どの工法が現場で完成品（更生管）を構築する。したがって、施工にあたっては、工法毎に定められた施工手順、管理手順、管理値があり、また必要となる前処理の程度も異なることから、施工計画書には、これらの必要事項と管理基準を記載しなければならない。

また、現場条件によっては、通常の方法が採れない場合もあり、施工計画書は個別の現場条件に適正な記載内容とする。

4.2 職務分担および緊急時の連絡体制

1. 主任技術者、監理技術者は、建設業法に定める有資格者でなければならない。
2. 受注者は、工事の着手に際して職務分担表を作成し、監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、選定した工法の技能講習を受け合格した専門技術者を、当該作業中は現場に常駐させなければならない。なお、専門技術者の技能講習終了証等の写しは施工計画書に添付しなければならない。
4. 受注者は本社責任者、現場代理人、主任技術者（監理技術者）の氏名、緊急時の連絡先（昼、夜）を明示した緊急時連絡体制表を作成し監督員に提出しなければならない。

4.3 実施工程表の作成

受注者は、工程計画の策定に当たって設計図書をはじめ「工事概要」「施工現場の条件」「既設管調査・前処理」の内容を反映し、市民の生活や交通に支障をきたさないように、1サイクルで施工可能な適切な工事の範囲をあらかじめ明示し、これに必要な作業時間、養生時間等に基づき工程計画を作成し監督員に提出しなければならない。

4.4 施工工法

受注者は、管きょ更生工事で採用する工法が更生管に必要な構造機能、流下機能等の仕様を満足することを構造計算書、流量計算書に明示するとともに工法選定理由を施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。

4.5 その他の留意事項

1. 受注者は、準備工、片付け工及び地先排水の水替えなどについても、工事着手前に現場の機器設置スペースおよびマンホール、柵の位置を確認し、使用する主要資機材を明記し監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事着手前に監督員と協議のうえ地元住民に工事の内容を説明し、理解と協力を求め、工事を円滑に実施しなければならない。

第5節 施工管理

5.1 施工管理

1. 受注者は、工事を安全に実施し、かつ品質を確保するために、スパン毎に次の事項について適宜、監督員と協議を行い十分な管理を行わなければならない。

①工程

②安全・衛生

③施工環境

2. 受注者は作業開始後は作業時間内に通水（仮通水を含む）まで完了させなければならない。
3. 受注者は、現場状況等により施工計画に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議すると共に、施工計画書の変更を行わなければならない。

5.2 工程管理

受注者は、毎月末、任意の様式により、工事進捗状況を監督員に報告しなければならない。

5.3 安全・衛生管理

受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、ならびに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。

1. 下水道管きょ更生工法における安全管理

1) 有資格者の適正配置

- 2) 下水道管内作業に適した保護具の着用
 - 3) 施工前の安全対策（情報収集）
 - 4) 施工時の安全対策
 - 5) 周辺環境への対策
 - 6) 災害防止についての対策
2. 酸素欠乏および有毒ガスなどの安全処置
 3. 供用中の施工における排水対策
 4. 安全に関する研修、訓練

5.4 施工環境管理

受注者は、施工中の環境に配慮するために次の環境対策を講じなければならない。

- ①工事広報
- ②粉じん（塵）対策
- ③臭気対策
- ④騒音・振動対策
- ⑤防爆対策
- ⑥温水・排水熱対策
- ⑦宅内逆流噴出等対策

第6節 品質管理

6.1 品質管理

受注者は、更生後の品質を確保するため、主任技術者又は監理技術者の責任の下で、「施工前の品質管理」、「施工時の品質管理」および「完了時の品質管理」について十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して監督員に報告しなければならない。

6.2 施工前の品質管理

受注者は、工事着手前に、使用する更生材料等の品質を確認するため適正な管理下で製造されたことを証明する資料を監督員に提出しなければならない。また受注者は、必要に応じ物性試験を行い監督員に提出しなければならない。

6.3 施工時の構築方法別品質管理

受注者は、構築方法別（熱硬化タイプ、光硬化タイプ、熱形成タイプ）に次の項目については施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理しなければならない。

受注者は、施工計画書に記載された管理項目、管理値等を適切に管理するとともに、自動記録紙等に温度・圧力・時間等を記録し、監督員に提出しなければならない。

1. 熱硬化タイプ

- ①材料挿入（反転・引込）速度
- ②反転時および拡径時の圧力管理

③硬化時の圧力管理

④硬化温度管理および硬化時間管理

⑤冷却養生時間管理

2. 光硬化タイプ

①材料挿入（引込）速度

②拡径時の圧力管理

③硬化時の電源管理

④硬化時の圧力管理

⑤硬化温度管理

⑥硬化時間管理

⑦冷却養生時間管理

3. 熱形成タイプ

①材料挿入（引込）速度

②蒸気加熱時の温度管理

③蒸気加熱時の圧力管理

④拡径、冷却時の温度管理

⑤拡径、冷却時の圧力管理

6.4 完了時の品質管理

受注者は、反転、形成工法で施工した試験片（原則、施工スパン毎に採取するものとするが、現場条件が同等と見なせる場合は、監督員との協議に基づくものとする）を使用して、公的試験機関やISO/IEC 17025認定試験所で試験を行わなければならない。その際、以下の点を確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。

1. 設計曲げ強度（短期）の試験結果が申告値を上回ること。
2. 曲げ弾性係数（短期）の試験結果が申告値を上回ること。
3. 耐薬品性が規格値を満足していること。

なお、耐震性能の確認のために引張特性、圧縮特性の試験を行う場合には、以下の点を確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。

4. 引張強度（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。
5. 引張弾性係数（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。
6. 圧縮強度（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。
7. 圧縮弾性係数（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。

第7節 出来形管理

7.1 寸法管理

受注者は、更生管の出来形を把握するため、更生管内径、延長を計測しなければならない。また、更生管と既設管きよの密着性を確認するため、更生管の内径について、硬化直後と24時間以降で図-1に示す同じ測定位置で計測し、その記録を監督員に提出しなければならない。

7.2 更生管厚み・内径の管理

受注者は、更生工事完了後の更生管厚または仕上り内径が適正であることを次の測定方法により確認しなければならない。

1. 更生管の測定は、1スパンの上下流マンホールの管口付近で行うこと。
2. 更生管の測定箇所は円周上の6箇所とする。ただし、マンホール内に更生管を突出した状態

で更生を完了する場合には、突出し部分の管厚に増減が生じるため、既設管きよと更生管の内径差により管厚を求めること。

3. 更生管厚の検査基準は、6箇所平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ、上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。

なお、既設管きよと同等の水理性能を確保しているものを合格とする。

4. 更生管の内径については、硬化直後と24時間以降の測定値で差がないことを確認する。

5. 更生管厚の測定は、更生管の縫い目を避けて行うこと。

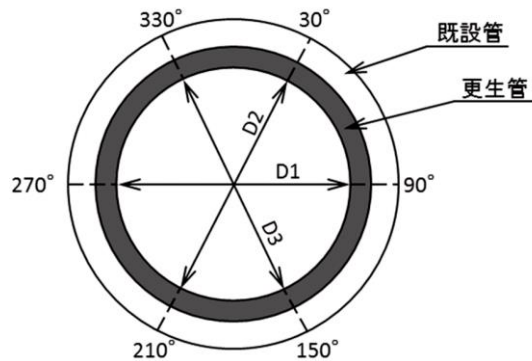


図-1 仕上り内径の測定位置

7.3 内面仕上がり状況

1. 受注者は、更生工完了時において更生管内を洗浄し取付管せん孔片を除去した後、全スパンについて目視あるいはTVカメラにより外観検査を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。

なお、TVカメラの場合、取付管口においては必ず側視を行い状況を入念に確認しなければならない。

2. 受注者は、更生工事完了時において、更生管の設計強度、耐久性、水理性能等を損なうようなシワ、たるみ、はく離、漏水および異常変色等の欠陥や異常箇所がないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。

3. 受注者は、更生管と既設マンホールとの本管管口仕上げ部においては、浸入水、仕上げ材のはく離、ひび割れなどの異常のないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。

4. 受注者は、取付管口のせん孔仕上げ状態として、既存の取付管口形態と流下性能を確保し、新たに漏水、浸入水の原因となる状況を発生させていないことを確認しなければならない。

7.4 工事記録写真等の撮影および提出

受注者は、工事記録写真等検査結果およびフィルムなどの記録を報告書に添付して監督員に提出しなければならない。

第8節 提出図書

8.1 提出図書

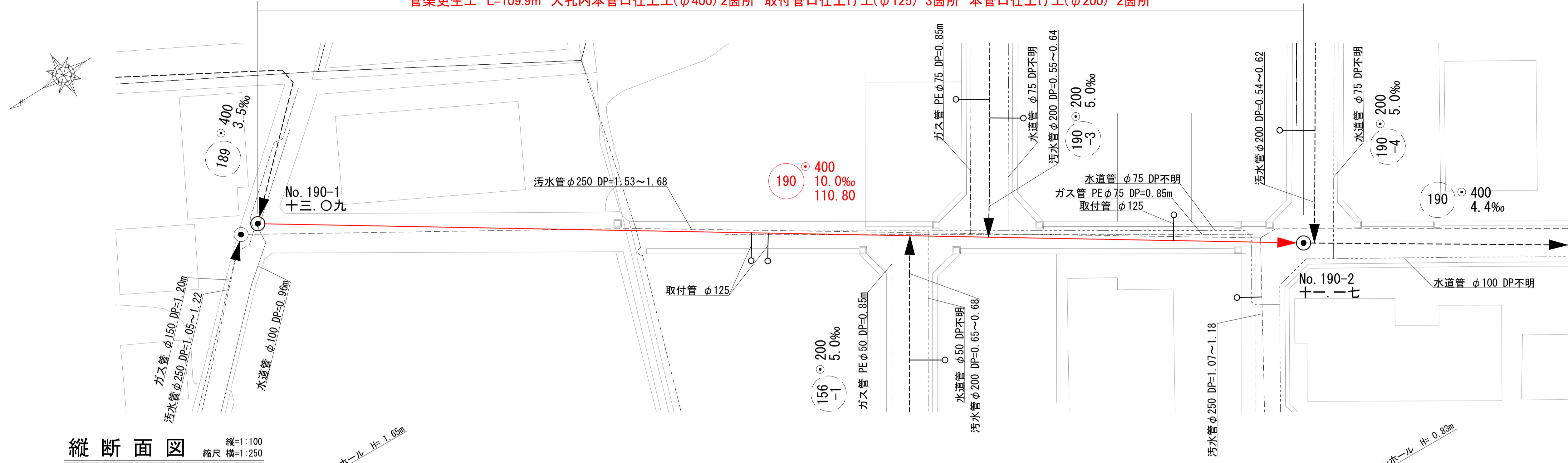
受注者は、工事完了時に以下に示す図書を監督員に提出しなければならない。

- ①系統図
- ②本管用調査記録表
- ③事前調査集計表
- ④成果品
- ⑤材料表（納品伝票）
- ⑥施工管理
- ⑦温度管理・圧力管理記録表
- ⑧溶媒から発生するガス濃度測定記録表
- ⑨品質性能試験報告書
- ⑩酸素欠乏等の濃度測定記録表
- ⑪工事写真
- ⑫その他、監督員が指示するもの

平面図

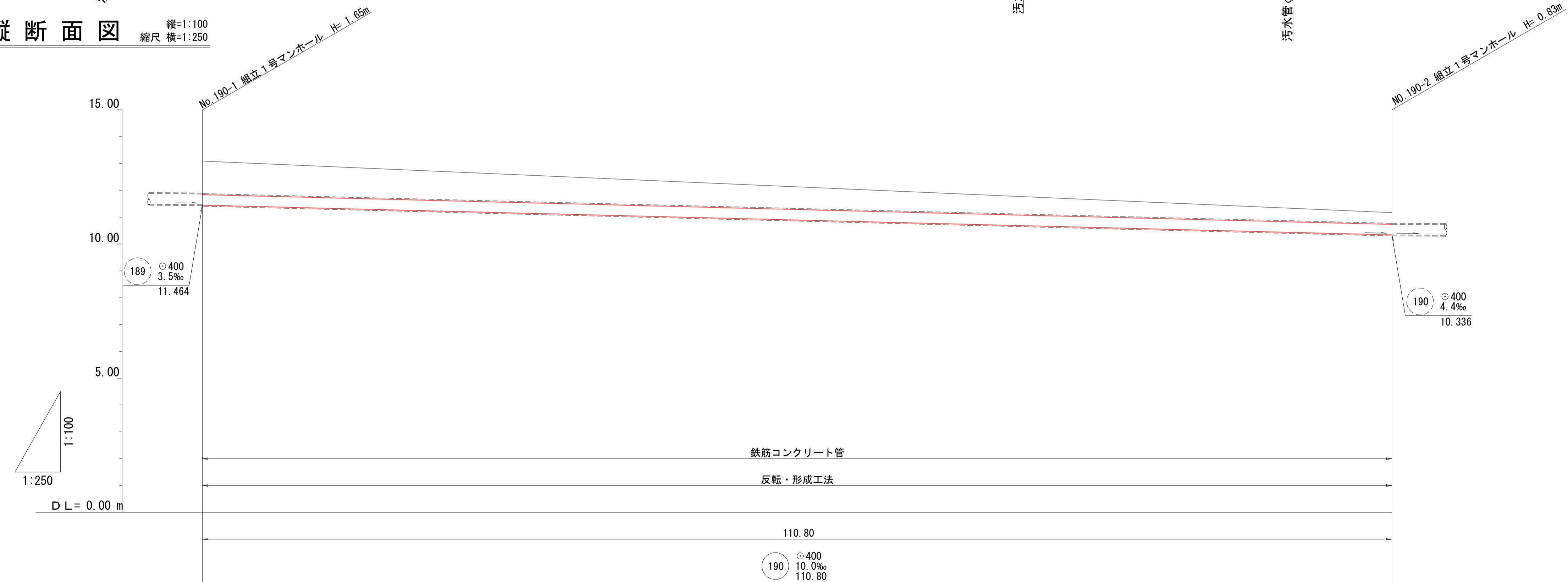
縮尺 1:250

管渠更生工 L=109.9m 人孔内本管口仕上工(φ400) 2箇所 取付管口仕上げ工(φ125) 3箇所 本管口仕上げ工(φ200) 2箇所



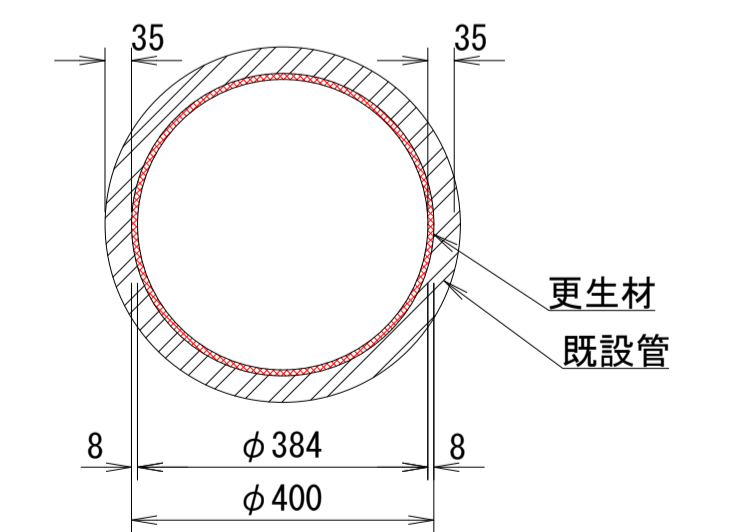
縦断面図

縦=1:100
縮尺 横=1:250



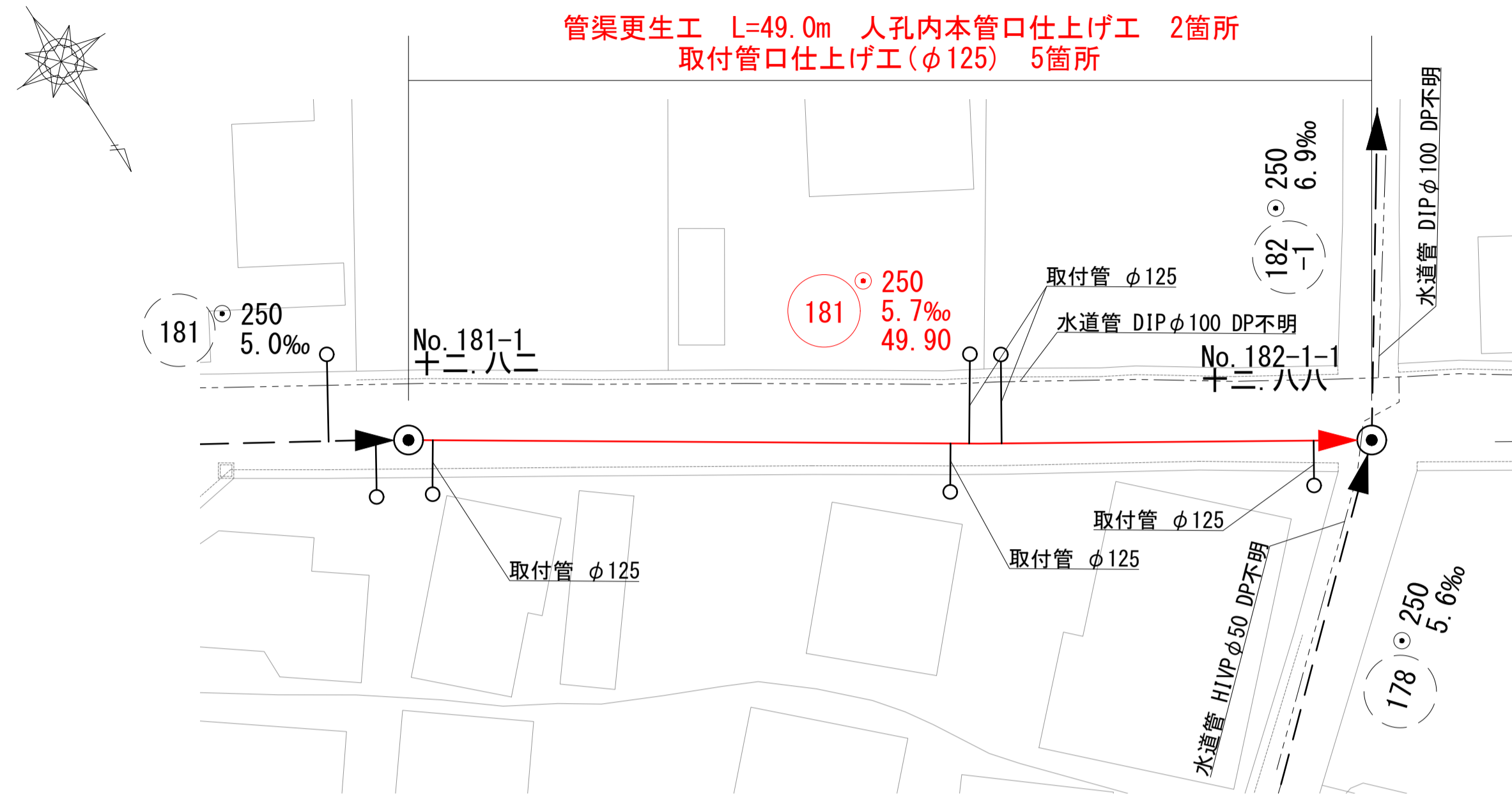
地盤高	13.09	11.17
土被り	1.21	0.40
更生管底高	11.452	10.344 (10.336)
既設管底高	11.444	10.336 (10.336)
単距離	0.00	110.80
追加距離	0.00	110.80

更生断面図 縮尺:FREE

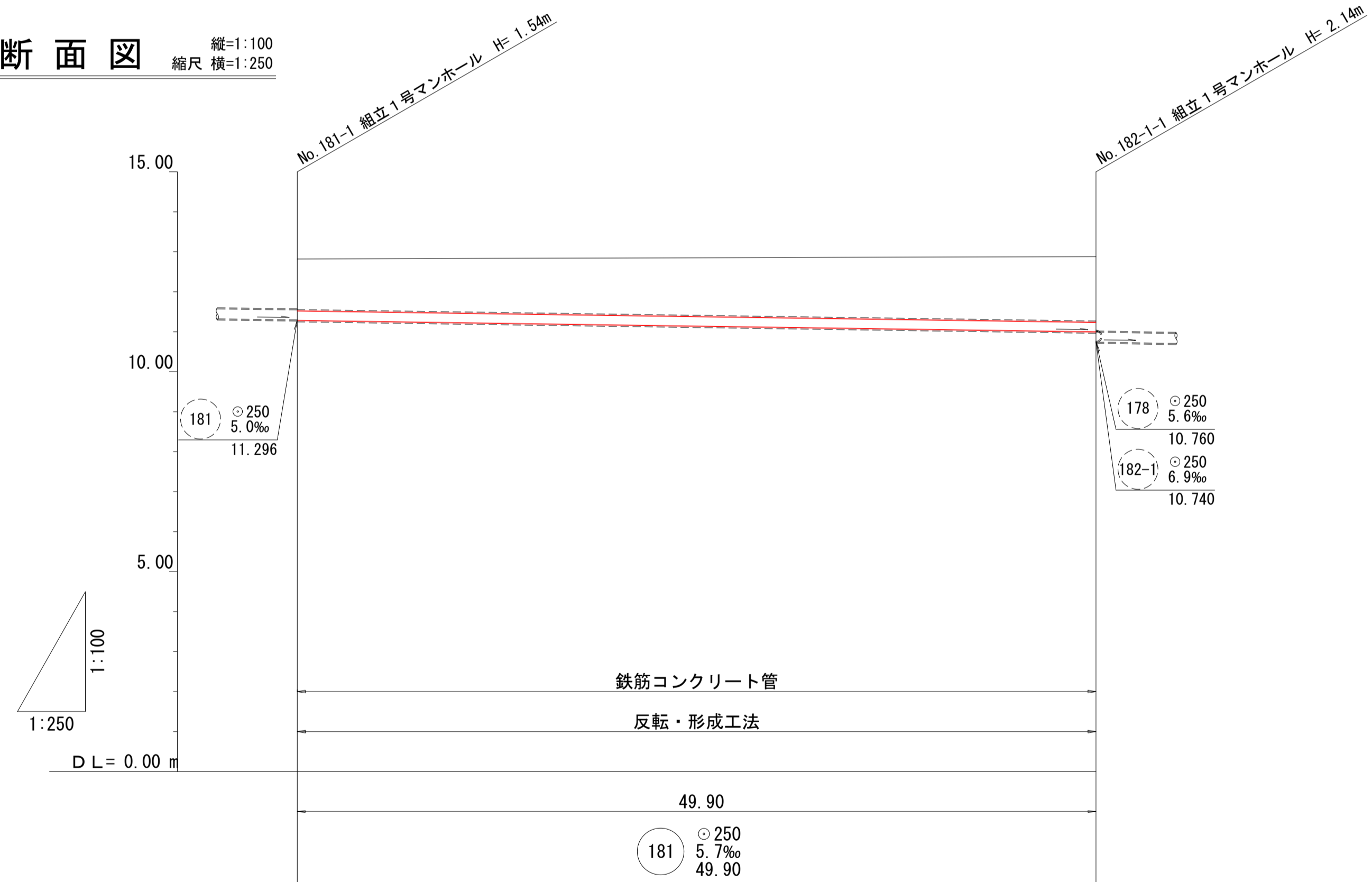


年度	令和8年度	上尾公共下水道
工事名	8-1公共(富士見)管渠更生工事	
工事箇所	上尾市富士見二丁目内外	
図面名	平面図・縦断面図・更生断面図	
縮尺	図示	図面番号 1 / 2
上尾市上下水道部下水道施設課		

平面図 縮尺 1:250

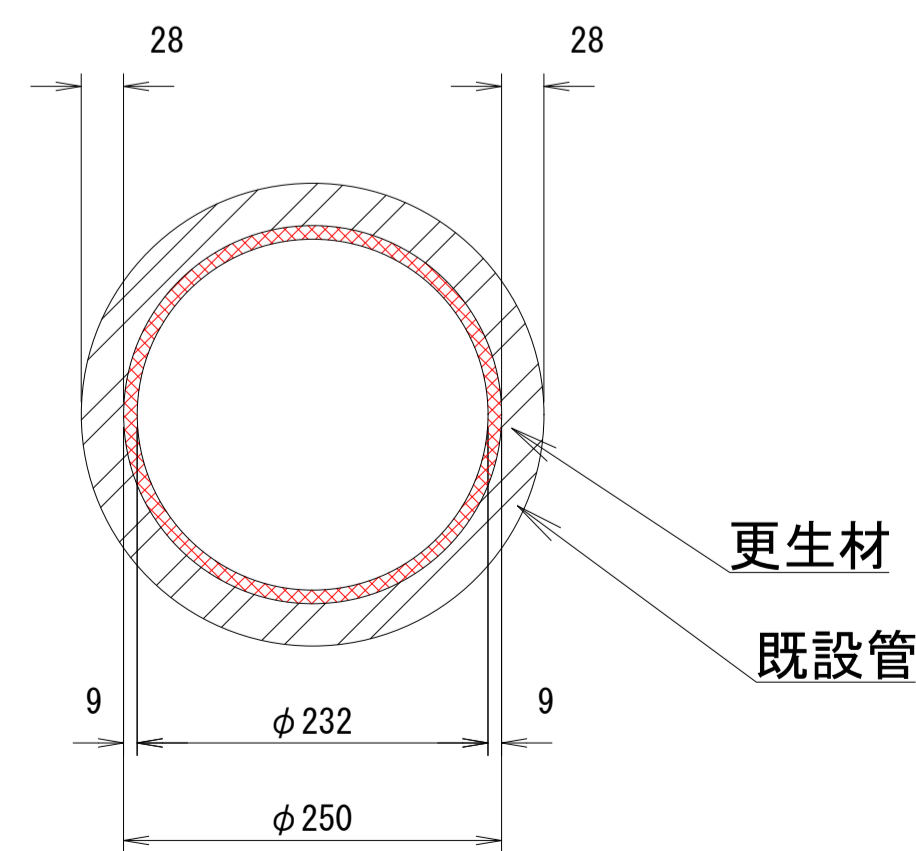


縦断面図 縦=1:100 縮尺 横=1:250



地盤高	12.82	12.88
土被り	1.27	1.61
更生管底高	11.285	11.001 (10.740)
既設管底高	11.276	10.992 (10.740)
単距離	0.00	49.90
追加距離	0.00	49.90

更生断面図 縮尺:FREE



年度	令和8年度	上尾公共下水道
工事名	8-1公共(富士見)管渠更生工事	
工事箇所	上尾市富士見二丁目内外	
図面名	平面図・縦断面図・更生断面図	
縮尺	図示	図面番号 2 / 2
上尾市上下水道部下水道施設課		